

国保税の軽減制度

世帯(世帯主と被保険者、特定同一世帯所属者^{※1})の前年中(2年中)の総所得金額等を合計した額が基準以下の場合に、均等割額・平等割額が減額されます。

※1 特定同一世帯所属者…市町村国保から直接、後期高齢者医療の資格を取得した人

該当する世帯の所得額基準

医療分、支援分、介護分ともに軽減割合は同じです。

区分	3年度	2年度
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} -1)以下	33万円以下
5割軽減	43万円+28.5万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} -1)以下	33万円+(28.5万円×被保険者等数)以下
2割軽減	43万円+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} -1)以下	33万円+(52万円×被保険者等数)以下

※2 年金・給与所得者…一定の給与所得者および一定の公的年金等の支給を受ける者をいいます。なお、一定の給与所得者とは、給与収入55万円超の者をいいます。また、一定の公的年金等の支給を受ける者とは、65歳未満の人は60万円超、65歳以上の人は125万円超の支給を受ける者をいいます。

会社の倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた人へ

国民健康保険税が軽減されます

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業給付を受ける人は、申告することで前年の給与所得を30/100とみなして国保税を算定します。

雇用保険受給資格者証						
1. 支給番号	2. 氏名					
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(金融機関コード(口座)番号)						
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由				
13. 60歳到達時賃金日額			14. 離職時賃金日額			
15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日				
18. 基本手当日額			19. 所定給付日数			
20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)						

必要なものは?

①雇用保険受給資格者証をご用意ください
雇用保険の受給資格がない人や離職日に65歳以上の人は対象ではありません。
また、雇用保険特例受給資格者証「特」や雇用保険高年齢受給資格者証「高」は様式が似ていますが、対象ではありませんのでご注意ください。

対象者は?

②「12. 離職理由」の欄を確認
11・12・21・22・23・31・32・33・34の数字の人が対象(特定受給資格者または特定理由離職者)です。
※上記以外の数字の場合は、軽減の対象ではありません。

軽減の期間は?

③「11. 離職年月日」の欄を確認
この日の翌日から翌年度末までの期間が軽減期間です。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

軽減を受けるには、申告が必要です。

雇用保険受給資格者証を持って、国保年金課、各支所、各連絡所へ。詳しくは、国保年金課 賦課・資格担当班(☎537-5736)へ。

3年度の国民健康保険(国保)税

6月中旬に、納税通知書を世帯主宛て送付します。口座振替の利用者や年金天引き(特別徴収)の人へも、通知書を送付します。世帯主自身が勤める会社などの健康保険に加入し、国保に加入していない場合でも、世帯のどなたかが国保に加入していれば、世帯主が納税義務者となります。

※ただし、この場合の世帯主の所得は税額計算には含まれません。なお、軽減判定の計算(13ページ「国保税の軽減制度」参照)には含まれます。

国保税の仕組み

世帯単位で課税され、加入者の所得によって算出される所得割、加入者数やその世帯に賦課される均等割・平等割で構成されています。そのため、税額は世帯により異なります。年税額は、毎年4月から翌年3月までを1年度として、次の①～③を合計した額となります。

区分	課税標準	税率		
		医療分	支援分	介護分
①所得割額	前年中の総所得金額などから基礎控除(43万円)を差し引いた額 ※所得のある人個々に計算	8.65/100	2.49/100	2.50/100
②均等割額	世帯の被保険者数1人当たり ※介護分は第2号被保険者数1人当たり	26,500円	7,700円	8,700円
③平等割額	1世帯当たり	25,700円	6,900円	5,900円
3年度 賦課限度額(最高限度額)		630,000円	190,000円	170,000円

医療分
国保加入者の医療費などの費用として課税します。

支援分
後期高齢者医療制度への支援金などの費用として課税します。

介護分
介護保険制度への納付金として課税します。
※40歳以上65歳未満(介護保険第2号被保険者)の人に課税

国保税の年金天引き(特別徴収)

国保に加入している世帯主および世帯全員が65歳から74歳で主に次の2つの条件を満たす場合、原則、国保税を世帯主の年金から年金支給月ごとに天引きします。

- 国保の世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- 国保の世帯主の介護保険料と世帯の国保税の1回の年金天引き(特別徴収)の合計額が世帯主の1回の年金支給額の2分の1を超えない

※年金天引きとなる世帯主には、あらかじめ通知書にてお知らせします。なお、これまで年金天引きしていた世帯主で、4年3月末までに75歳の誕生日を迎える人は年金天引きではなく、普通徴収(納付書または口座からの引き落とし)となります。



口座振替に変更できます

年金天引きの対象者は、申し出ただけで、年金天引きを中止し、口座振替に変更できます。

※変更には3カ月程度かかります。

☎ 国保年金課 国保税の課税・減免など ☎537-5736
国保税の納付・相談など ☎537-5738

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが互いに支えあう仕組みです。納付いただく国保税は、国保事業の最も重要な財源になっています。今回は、国保税の内容や納付方法などについてお知らせします。